

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「2, 400円」を「2, 600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同項に規定する業務に従事した場合について適用する。

（提出理由）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の施行に伴い、消防団員の処遇の改善を図るための費用弁償の額の見直しをするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。